



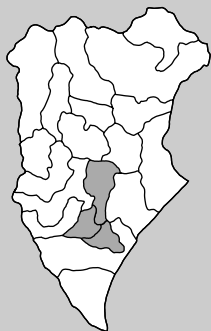
▲ 第8回十勝中央合併協議会(幕別町札内福祉センター)

新町において1つの農業委員会に統合するよう調整 統合するまでの間は、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置

第8回十勝中央合併協議会が、8月10日、幕別町札内福祉センターで開催されました。この日は、前回提案された「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の協議が行われ、提案のとおり「新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。」等の調整方針が決定されました。

もくじ

決定した協議項目	…… 2～5
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	保健・医療事業の取扱い
農林水産関係事業の取扱い	商工労働観光関係事業の取扱い
学校教育関係事業の取扱い	社会教育関係事業の取扱い
提案・説明された協議項目	6～14
使用料・手数料等の取扱い	
小委員会報告	……15
住民説明会スケジュール	…16
合併協定項目一覧	……16



第9号 2004.8.18発行



十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第8回協議会での協議

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」他5項目を決定 「使用料・手数料の取扱い」を提案

第8回十勝中央合併協議会では、新町建設計画小委員会の報告のあと、協議項目の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「保健・医療事業の取扱い」「農林水産関係事業の取扱い」「商工労働観光関係事業の取扱い」「学校教育関係事業の取扱い」「社会教育関係事業の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。また、次回に協議する項目として、「使用料・手数料の取扱い」の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目 9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。 1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。

◇質疑応答の要旨◇

杉山委員(幕別町)～1つの農業委員会と、3つの農業委員会のときの1年間の経費はどうか。多分3つの農業委員会の方が多と思うが、年間どれくらいの経費が多くかかるのかということ、せつかく1つの町になるのだから、農業振興上、農地の流動化は1つの農業委員会でやった方がスムーズに行くと思うが、3つの農業委員会のときに事務手続きや色んな課題で農業者に不利益が生じないのかを心配するのだが。

事務局～1年分の経費ではおよそ3千万円程度と試算をしている。

農業委員会部会長～部会等でも種々検討してきた。基本的な捉えからも、全体として1つにすることは理想形であると認識しているが、長きにわたる各町村の歴史的な農業情勢も考えて取り進めなければいけないということもあって、本来的には合併時から1つという理想形は理解しながらも、当面はそれぞれの町の農業委員会を、法にのっとり継続すること

を止む無しとして取り進めるというように判断したところだ。

杉山委員(幕別町)～3つの農業委員会が存続することと、1つになったときとを比べたときに、3町村の農民の方が、3つの場合に不利益を生じないかを答えていただきたい。例えば、町村境にいる方が、隣の町、旧町村の農地を流動化したいときに、手続き的に非常に煩雑になるのではないかと思うがどうか。

事務局～3つの町にそれぞれ設置された場合に、それぞれの農業者が不利益をこうむることはないと思われるが、町境にかかわる小作料等の違いもあり、組み合わせによっては不利益などが想像されることがあるかと思う。その辺は、長期的な視点に立った隣地の調整等がスムーズに行われることになれば、ほとんど影響がなく、むしろ、それぞれ地域の実態に合わせて住民の声、農業者の声が届きやすいというメリットがあると思う。

杉山委員(幕別町)～文章を見ると、新町で1つ

の農業委員会に統合するよう調整する、一方では3つの農業委員会を設置する、と相反している。できれば、1つに調整する時期を明示するか、明示されなければ、速やかにとか、可及的速やかにとか、できるだけ早く一つの農業委員会に統合するような文言が入った方が、町民、村民により分かりやすいと思うのでよろしく願いたい。

会長～杉坂委員、農業委員会の立場からどうか。

杉坂委員(忠類村)～この関係について公式発言はしていないが、特に休憩を求めてお話をした経緯がある。これについては、3農業委員会がそれぞれ汗を流そうという努力を、今しているところである。3農業委員会がそのまま存置された場合でも速やかに統合に向けての相談事を始めていくことの申し合わせができています。これが、承認された場合にはその方向に向かって進めていくことは確認済である。

杉山委員(幕別町)～速やかに調整するなど、速やかという言葉が入れば、町民にはより分かりやすいのかと考え、できればその方がいいと思う。

南山委員(忠類村)～提案されたとおりでよろしいと思う。質問のあったことも十分の中には含まれているのではないかと考える。

渡辺委員(更別村)～今回の合併は地域内分権ということが一番の中心課題かと思う。そういう面で、地域の特色を残して合併に進んでいくということからいけば、原案でよいのではないか。合併というのは、お互いに条件の違うもの同士が一緒になるわけで、一気に一体性を求めるということには無理が生じる場合がある。だから、新町の住民として徐々に一体性が求められてきて、初めて合併の意義がでるわけであり、地域内分権という見解からすれば、原案でよろしいと判断する。

協議項目 22-7	保健・医療事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現行のとおり新町に引き継ぐもの ② 合併時に統合するもの ③ 合併時に再編するもの ④ 新町において再編するもの 3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。 6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。 	

◇質疑応答の要旨◇

赤津委員(更別村)～住民負担がかかる分野で、この調整方針で進めばこの後分科会、専門部会で更に料金的な決定がされると思うが、財政負担等を理由に、値上げというか住民負担が強くなると大変だ。一例をあげると、私の村では検診を重要視して今日まで至っており、検診のおかげで医療費や老人保健もみな下がっている。人間ドックの個人負担では幕別と更別ではかなりの差があるがこういう部分の調整で、特に、健康は最大の財産ということが新町の目標ということであれば、その辺は更

別村の基準で進めていただきたい。乳幼児の分野も幕別に調整されることが明記されている。この2点について、分科会等で進む場合に、重要な分野だと思うので、要望になると思うがそのことを強く申し上げたい。

会長～ご意見については、十分に反映できるように専門部会等の協議の中で検討させていただきたいと思う。ただ、全て言われたとおりになるかどうかは別だが、私の方から意向は伝えたいと思う。

- 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
- 3 標準小作料については、新町において再編する。
- 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
- 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
- 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

◇質疑応答の要旨◇

齊藤委員(忠類村)～育苗センターだが、現行のとおり新町に引き継ぐとなっている。現在、村では森林組合に委託をして全部やらせている。現行のとおり引き継ぐことになると、森林組合に委託したものをそのまま継続していくということか。

産業専門部会長～専門部会でも協議しているが、新町になっても現行の形で、委託を進めたいということで進めている。ただ、新町になると、新たに契約することになると思う。

齊藤委員(忠類村)～新町で新たに契約するのは当然のことだ。一番心配なことは、森林組合自体も合併問題が出ており、森林組合が新町に向けた合併であれば問題がないが、別な形の場合に色んな問題が出てくるわけで、そのよ

うなことはないように願っている。雇用問題もあり現行どおり引き継いでもらうことを確認したいということだ。

本多委員(更別村)～標準小作料だが、新町において再編するとなっている。3町村が当分の間は農業委員会を持つということだったが、再編するということは統合されてから再編するというので、よろしいのか。

農業委員会専門部会長～標準小作料だが、それぞれの現在の小作料の状況から、枠的にそれなりの設定がされていると部会でも捉えていることから、標準小作料の枠組みについては、全体を包含した中で再編することで考え方をまとめているところだ。

協議項目 22-15	商工労働観光関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。 2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。 3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。 4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。 5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。 7 消費者相談事業については、合併時に再編する。 8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。 9 観光イベント事業については、新町において調整する。 10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 	

協議項目 22-19	学校教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。 4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。 6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。 10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。 	

協議項目 22-20	社会教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 成人式については、新町において調整する。 3 高齢者学級については、新町において調整する。 4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。 6 移動図書館については、合併時に再編する。 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。 8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。 9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。 10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。 	

提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目 16	使用料・手数料等の取扱い
1	<p>使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設的内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時までに再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時までに調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p>
2	<p>手数料については、合併時に統一する。</p>

解説

◎**使用料**⇒協議の対象とした使用料は次のとおりです。

- ・**公民館等使用料**～幕別町と忠類村にそれぞれの施設が設置され、使用料が定められています。(現行のとおりとします。)

幕別町	忠類村
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター（6カ所） ・近隣センター（39カ所） ・中央会館（幕別中央会館・札内中央会館） ・公民館（幕別公民館・札内公民館・糠内公民館・駒島公民館） ・町民会館（幕別公民館併設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター

- ・**衛生等施設使用料**～3町村ともに設置され、使用料が定められています。

	幕別町	更別村	忠類村	調整内容	
墓地	施設名	・幕別・相川・軍岡・南勢 ・札内・千住・稲志別・途別・糠内・古舞	・更別・上更別	・白銀霊園	現行のとおりとする。ただし、忠類村の管理料については、合併時に廃止する。
	使用料	各墓地、区画で設定		各区画で設定 年額管理料を徴収	
葬斎場	施設名	・葬斎場	・火葬場	(南十勝3町村複合事務組合火葬場)	幕別町の例により、合併時に統一する。
	使用料	町内～6歳未満3,000円 6歳以上15歳未満6,000円 15歳以上8,000円 その他1,000円 町外～町内の各1.5倍	村内～無料 村外～15歳以上5,000円 15歳未満3,000円	(構成町村の住民は無料)	

・福祉施設等使用料～3町村ともに設置され、使用料が定められています。(現行のとおりとします。)

幕別町	更別村	忠類村
・札内福祉センター (札内公民館併設)	・社会福祉センター ・上更別福祉館 ・老人保健福祉センター ・福祉の里 総合センター ・更別憩いの家	・ふれあいセンター福寿

・産業等施設使用料～3町村ともに設置され、使用料が定められています。

施設名	幕別町	更別村	忠類村	調整内容	
	・幕別ふるさと味覚工房 ・農業担い手支援センター ・農業担い手会館 ・集落センター ・札内勤労者福祉会館 ・明野ヶ丘スキー場	・ふるさと館 ・勤労者会館 ・さらべつカントリーパーク	・白銀台スキー場 ・ナウマン温泉アルコ236	現行のとおりとする。	
町営牧場	施設名	育成牧場	村営牧場	村営放牧利用施設	合併時に統一する。
	使用料	1頭1日につき 町内 ～乳用雌牛・肉用雌牛 6カ月以上12カ月未満170円 12カ月以上18カ月未満200円 18カ月以上 230円 ～農用雌馬・仔馬 当歳馬 90円 2歳馬 180円 成馬 230円 町外～町内の各2割増 授精牛引付 2,000円	1頭1日につき 村内～ 230円 村外～ 250円 授精牛捕獲料 2,060円	1頭1日につき 240円 人工授精取扱 2,000円	乳用雌牛 町内230円 町外250円 肉用雌牛 町内230円 町外250円 農用雌馬・仔馬 12カ月未満 町内90円 町外100円 12カ月以上 町内230円 町外250円 捕獲料2,000円

・社会教育等施設使用料～3町村ともに設置され、使用料が定められています。(現行のとおりとします。)

幕別町	更別村	忠類村
・少年自然の家 ・働く婦人の家 ・百年記念ホール ・ふるさと館	・農村環境改善センター	・忠類ナウマン象記念館

・体育施設等施設使用料～3町村ともに設置され、使用料が定められています。(現行のとおりとします。)

幕別町	更別村	忠類村
・札内スポーツセンター ・農業者トレーニングセンター ・武道館 ・陸上競技場 ・運動公園野球場	・農業者トレーニングセンター ・柔剣道場 ・コミュニティプール ・パークゴルフ場(プラムカントリー、さらべつカントリーパーク)	・体育館

・公営住宅等使用料～3町村ともに設置され、使用料が定められていますが、家賃の算定方法に違いがあります。

幕別町	更別村	忠類村	調整内容
・公営住宅 ・特定公共賃貸住宅	・村営住宅 ・特定公共賃貸住宅	・村営住宅 ・特定公共賃貸住宅	家賃の算定方法について、合併時まで再編する。
町営住宅	定住化促進住宅		現行のとおりとする。

- ・教職員住宅等使用料～幕別町では職員住宅と教員住宅として、更別村では職員住宅、教員住宅ともに村有住宅として、忠類村では、職員住宅、教員住宅ともに職員住宅として設置されており、使用料が定められていますが、家賃の算定方法に違いがあります。〈現行のとおりとします。ただし、新町において算定基準を統一するよう調整します。〉

幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
・職員住宅 ・教員住宅	・村有住宅	・職員住宅

- ・占用料～3町村ともに次の項目について占用料を定めていますが、その内容に違いがあります。幕別町がより詳しく定めていることから、〈幕別町の例により、合併時に統一します。〉

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	説 明
道路占用料	道路占用料			内容に違い
	土地占用料			
河川占用料	土石採取料その他の河川産出物採取料			同一内容
	流水占用料			
公園使用料	公園使用料	他の規定を準用		内容に違い

- ・行政財産使用料～3町村ともに次の項目について使用料を定めていますが、その内容に違いがあります。幕別町が北海道の条例に準じて定めていることから、〈幕別町の例により、合併時に統一します。〉

幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
土地・建物・電柱等	土地・建物・電柱等支持物	土地・建物

- ・土木用機械使用料～幕別町で、町有のグレーダーを有料で貸与できるようになっています。社会情勢の変化で、必要がなくなったことから、〈合併時に廃止します。〉
- ・町村営バス～幕別町で、民間バス路線の廃止に伴う代替措置として1路線を有料で運行しています。更別村では3路線を無料で運行しています。協議項目の「交通関係事業の取扱い」で、「旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存のバス路線を含めて、合併時まで調整する。」と決定され、バスの使用料についても調整する必要があることから、〈合併時まで調整します。〉

- ・幼稚園使用料～幼稚園は、幕別町に1園、更別村に2園設置されています。入園料と保育料(授業料)は同じですが、更別村で延長保育、特別保育を実施してそれぞれの料金を別に定めています。地域の独自性があることから、〈現行のとおりとします。〉

	幕 別 町	更 別 村
入 園 料	3,000円	
保育料(授業料)	月額6,500円	
延 長 保 育 料		月額 2,500円
特 別 保 育 料		月額 1,000円 (朝・夕とも)

◎手数料⇒協議の対象とした手数料は次のとおりです。

- ・地籍関係手数料～3町村で次のとおり定められています。〈合併時に下記の表のとおりに統一します。〉

	手 数 料 の 種 類	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
1	地籍図等図面の複写手数料	B 4判1枚 250円 A 2判1枚 500円 B 0判1枚 1,250円	1 葉 200円	1 枚 400円
2	地籍簿の複写手数料			1 筆 400円
3	地籍測量成果の複写手数料			1 枚 800円
4	号線中心点成果の複写手数料			1 枚 1,000円
5	その他の地籍成果の複写手数料			1 枚 1,000円
6	地籍集成図の描写手数料			1 図郭描写1,000円

○統一後の地籍関係手数料

地籍図の閲覧手数料	1枚につき	400円	白黒 A 0判	1枚につき	1,000円
地籍図の交付手数料		500円	カラー A 3判		600円
地籍簿の閲覧手数料		400円	カラー A 2判		1,000円
地籍簿の交付手数料		500円	カラー A 1判		1,600円
その他地籍成果の閲覧手数料		400円	カラー A 0判		2,000円
その他地籍成果の交付手数料		800円	写真 A 3判		900円
その他地図・図面等の交付手数料			写真 A 2判		1,500円
白黒 A 3判		300円	写真 A 1判		2,400円
白黒 A 2判		500円	写真 A 0判		3,000円
白黒 A 1判	800円				

・情報公開関係手数料～幕別町と更別村で次のとおり定められています。

		幕別町	更別村	調整内容
7	情報公開に係る公文書の写しの作成に要する費用			
	ア 町村が管理する複写機(当該複写機により複写できる大きさのものに限る)による場合	1枚 10円	1枚 10円	1枚 10円
	イ 町村が管理するカラー複写機(当該複写機により複写できる大きさのものに限る)による場合	1枚 50円	1枚 100円	1枚 50円
	ウ 外部業者に発注しなければ複写できないもの エ 録音テープその他媒体の複製によるもの	当該複製に要した額		当該複製に要した額
8	情報公開に係る公文書写しの送付に要する費用	当該送付に要する額		当該送付に要する額
	〃 (FAXにより送付した場合)		1枚 10円	

・税務関係手数料～3町村で次のとおり定められています。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
9	臨時運行許可申請手数料	1両 750円			1両 750円
10	住宅用家屋証明申請手数料	1件 1,300円			1件 1,300円
11	営業及び職業に関する証明手数料	1通 500円	1件 400円	1件 250円	1通 500円
12	会社、組合、法人に関する証明手数料			1件 250円	合併時に廃止
13	土地又は建物の評価額に関する証明手数料	書類1件 250円	1筆(棟) 200円	1筆1棟 250円	書類1件 250円
14	租税及び公課に関する証明手数料		1件 200円		合併時に廃止 (15他に統合)
15	納税証明事項を記載した証明手数料	1年度1税目 150円	(1件200円・ 14を適用)	1税目 250円	1年度1税目 150円
16	納税証明事項のうち固定資産税相当額を記載した証明手数料	1筆又は1棟 250円(1筆 (棟)を超える ごとに50円加	(1筆(棟) 200円・13 を適用)	(1筆1棟 250円・13 を適用)	1筆又は1棟 250円(1筆(棟) 超えるごとに 50円加算)
		書類1件 250円			書類1件 250円
17	固定資産税課税台帳に登録されている土地又は家屋の所有証明手数料	書類1件 250円			書類1件 250円
18	道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち所得に関する証明手数料				
19	道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち税額に関する証明手数料	1通 250円	(1件200円・ 14を適用)	(1件250円・ 15を適用)	1通 250円
20	無職無収入申告書に基づく無職無収入に関する事項の証明手数料				

・住民・戸籍関係手数料～3町村で次のとおり定められています。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
21	戸籍謄抄本の交付手数料	1通	450円		1通 450円
22	戸籍記載事項証明手数料	1通	350円		1通 350円
23	除籍、改正原戸籍謄抄本の交付手数料	1通	750円		1通 750円
24	除籍記載事項証明	1件	450円		1件 450円
25	戸籍受理証明・書類記載事項証明	1通	350円		1通 350円
26	戸籍受理証明(上質紙を用いた場合)	1通	1,400円		1通 1,400円
27	戸籍届出書類閲覧手数料	1件	350円		1件 350円
住民基本台帳に関する証明手数料					
28	ア 住民票(除票を含む)の写し及び住民票の記載事項に関する証明	1通 250円	1件 200円	1枚 250円 (1枚超えるごとに50円加算)	1通 250円
	① 5人まで				
	② 6人以上10人まで				
	③ 11人以上				
29	イ 戸籍の附票(除票を含む)の写し及び戸籍附票の記載事項に関する証明	1通 250円	1枚 200円	1枚 250円	1通 250円
30	ウ 広域交付住民票の交付手数料	1通 250円	1件 200円	1枚 250円 (1枚超えるごとに50円加算)	1通 250円
	① 5人まで				
	② 6人以上10人まで				
	③ 11人以上				
31	住民基本台帳カードの交付手数料		1枚 500円		1枚 500円
32	外国人登録原票記載事項に関する証明手数料	1通 250円	1枚 200円	1枚 250円	1通 250円
33	住所、居所に関する証明手数料			1件 250円	合併時に廃止 (34・35に統合)
34	戸籍簿又は除票簿に記載のないことの証明手数料(不在籍証明)	1通 200円	(1件200円・85を適用)	(1件250円・33を適用)	1通 250円
35	住民票、同除票又は戸籍の附票に記載のないことの証明手数料(不在証明)	1通 250円			1通 250円
36	身分(元)に関する証明手数料		1件 200円	1件 250円	1件 250円
37	成年被後見人及び被保佐人若しくは破産者でないことの証明手数料	1件 250円			合併時に廃止 (36に統合)
38	介護保険料の納付に関する証明手数料	1年度 150円			1年度 150円
39	住民票(除票を含む)閲覧手数料	1件 100円	1人 100円	(1件250円・40を適用)	1件 100円
40	公簿、書類及び地籍図の閲覧手数料	〈無料〉	1葉 100円	1件 250円	合併時に廃止、 無料とする。(地籍図を除く)
41	印鑑登録に関する証明手数料	1通 250円	1件 200円	1件 250円	1通 250円
42	印鑑登録証再交付手数料	1件 300円	1件 200円		1件 300円

・衛生関係手数料～3町村で次のとおり定められています。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
43	犬の登録手数料		1件3,000円		1件3,000円
44	狂犬病予防注射済交付手数料		1件 550円		1件 550円
45	犬の鑑札再交付手数料		1件1,600円		1件1,600円
46	狂犬病予防注射済票再交付手数料		1件 340円		1件 340円
47	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付手数料		1件3,400円		1件3,400円
48	生存、死亡及び埋火葬に関する証明手数料			1件250円	合併時に廃止

・農業委員会関係手数料～3町村で次のとおり定められています。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
49	連絡測量図の複写手数料			1枚250円	合併時に廃止(1に統合)
50	土地又は建物に関する証明手数料 (現地調査を要しないもの)		1件200円		合併時に廃止(51に統合)
51	現地目証明手数料	1筆600円	1筆1件500円	1筆250円	1筆1件 500円
			2筆以上5筆まで1筆増すごとに300円		2筆以上1筆増すごとに300円
			6筆以上1筆増すごとに100円		
52	土地の斡旋に関する証明手数料			1件250円	合併時に廃止(85に統合)
53	納税猶予に関する農業者適格者証明手数料			1件250円	合併時に廃止(無料)
農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料					
54	ア 土地の表示の変更の登記	1件5,000円	1筆1件2,500円	〈無料〉	1件 5,000円
			1筆増すごとに200円		
	イ 登記名義人の表示の変更、更生の登記		1筆1件2,500円		
			1筆増すごとに200円		
	ウ 所有権移転の登記(相続によるものを除く)		1筆1件5,500円		
			1筆増すごとに300円		

・林業関係手数料～更別村で、森林施設計画に ； 明手数料が1件につき200円と定められてい
 基づいた立木の伐採又は譲渡であることの証 ； ます。〈合併時に廃止し、85に統合します。〉

・建築関係手数料の1～3町村で、次のように定められています。

		幕別町	更別村	忠類村	調整内容
56	優良宅地造成認定申請手数料	1件86,000円		1件86,000円	1件 86,000円
57	優良住宅新築認定申請手数料(1団の宅地面積が、1,000m ² 以上)				
	ア	申請面積	100m ² 未満	1件 6,200円	1件 6,200円
	イ	"	100m ² 以上 500m ² 未満	1件 8,600円	1件 8,600円
	ウ	"	500m ² 以上 2,000m ² 未満	1件13,000円	1件 13,000円
	エ	"	2,000m ² 以上10,000m ² 未満	1件35,000円	1件 35,000円
	オ	"	10,000m ² 以上50,000m ² 未満	1件43,000円	1件 43,000円
	カ	"	50,000m ² 以上	1件57,000円	1件 57,000円

優良住宅新築認定申請手数料（1団の宅地面積が、1,000m ² 未満）					
58	ア	申請面積	100m ² 未満	1件 6,200円	1件 6,200円
	イ	"	100m ² 以上 500m ² 未満	1件 8,600円	1件 8,600円
	ウ	"	500m ² 以上 2,000m ² 未満	1件13,000円	1件13,000円
	エ	"	2,000m ² 以上 10,000m ² 未満	1件35,000円	1件35,000円
	オ	"	10,000m ² 以上	1件43,000円	1件43,000円
59	一般公共用自転車駐車場認定審査手数料		1件5,500円		廃止の方向で調整

・建築関係手数料の2～建築確認申請関係については、更別村と忠類村は十勝支庁への受付進達事務を行い、幕別町は申請にかかる各種認定、審査等を行なっていることから、幕別町のみで手数料が定められています。北海道の手数料が16年7月に改定されて、幕別町においても見直しを行う必要があることから、新町における手数料も、現行の金額と変わることが想定されますので、〈合併時に再編します。〉

		幕 別 町		
建築確認申請手数料				
60	ア	床面積	30m ² 以下	1件 5,000円
	イ	"	30m ² 超100m ² 以下	1件 9,000円
	ウ	"	100m ² 超200m ² 以下	1件 14,000円
	エ	"	200m ² 超500m ² 以下	1件 19,000円
	オ	"	500m ² 超	1件 34,000円
61	工作物確認申請手数料		1件 8,000円	
62	"	（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合）	1件 4,000円	
建築物完了検査申請手数料				
63	ア	床面積	30m ² 以下	1件 10,000円
	イ	"	30m ² 超100m ² 以下	1件 12,000円
	ウ	"	100m ² 超200m ² 以下	1件 16,000円
	エ	"	200m ² 超500m ² 以下	1件 22,000円
	オ	"	500m ² 超	1件 36,000円
64	工作物完了検査手数料		1件 9,000円	
65	仮設建築物建築許可申請手数料		1件120,000円	
66	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合78,000円、建築物が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。		
67	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合78,000円、建築物が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。		
68	同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料	建築物の数が1である場合78,000円、建築物が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。		
69	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算する。		
70	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件 27,000円		

- ・都市計画関係手数料～幕別町のみが都市計画法に基づく都市計画区域の指定を行なっていることから、関係する手数料も幕別町のみで定められています。帯広市近郊の圏域内で見直しが検討されていることから、新町における手数料も、現行の金額と変わることが想定されますので、〈合併時に再編します。〉

		幕 別 町
開発行為許可申請手数料		
(主として自己の居住の用に供する住宅)		
71	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 11,700円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 25,000円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 47,100円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 91,300円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 136,300円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 183,000円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 228,200円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 319,500円
(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)		
72	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 16,100円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 34,100円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 69,700円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 127,700円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 209,800円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 282,600円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 356,100円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 502,700円
(その他の場合)		
73	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 91,300円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 136,700円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 205,800円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 274,500円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 410,200円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 538,700円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 694,300円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 923,400円
74	開発行為変更許可申請手数料	当該申請1件につき次の金額を加算した金額(その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)
(主として自己の居住の用に供する住宅)		
75	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 1,150円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 2,500円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 4,700円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 9,150円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 13,600円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 18,300円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 22,800円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 32,000円

	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)	
76	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 1,600円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 3,400円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 6,950円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 12,800円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 21,000円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 28,300円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 35,600円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 50,300円
	(その他の場合)	
77	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件 9,150円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 13,700円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 20,600円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 27,500円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件 41,000円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件 53,900円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件 69,400円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件 93,200円
	ケ その他の変更の許可の申請に係る審査	1件 10,300円
78	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	1件 49,900円
79	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件 30,100円
	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	
80	ア 敷地の面積が0.1ha未満	1件 9,500円
	イ 敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件 20,700円
	ウ 敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件 41,100円
	エ 敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件 72,600円
	オ 敷地の面積が1.0ha以上	1件 101,700円
	開発許可地位承継承認申請手数料	
81	ア 自己の居住の用に供する目的、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物で、開発区域の面積が1.0ha未満のもの	1件 1,800円
	イ 住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物で開発区域の面積が1.0ha以上のもの	1件 2,850円
	ウ その他の場合	1件 18,200円
82	開発登録簿の写しの交付手数料	1件 490円

・その他の手数料～3町村で次のように定められています。

	幕別町	更別村	忠類村	調整内容
83 被害に関する証明手数料			1件250円	合併時に廃止(85に統合)
84 公文書等の写しの交付手数料	A 3まで1枚10円	1枚200円		A 3まで1枚 10円
	カラー複写機50円			カラー複写機50円
85 その他の証明手数料	1件250円	1件200円	1件250円	1件 250円
86 その他の閲覧手数料		1件100円		合併時に廃止

第8回新町建設計画小委員会

◇8月2日に忠類村で開催された小委員会で次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・ 新町建設計画案の第1章（策定の方針）、第2章（新町の概況）、第3章（基本方針）について協議し、原案のとおり決定
- ・ 合併した場合と、しなかった場合の財政シミュレーションについて、考え方と推

計方法の説明を受け、文言を一部修正のうち、原案のとおり決定

○将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションについて報告がありました。

※将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションについては、住民説明会資料として、近日中に3町村の全戸に配布いたします。

新しい町の名称を募集します!!

新町の名称応募方法

- 幕別町、更別村、忠類村に住所を有する中学生以上の方なら、どなたでも応募できます。
- お一人様何点でも応募できますが、同一名称の応募は、お一人様1点とします。
- 個人以外の応募はできません。●応募方法は、次の中からお選びください。

〒 郵 送



インターネット



F A X



持ち込み

名称の条件

- ひらがな、カタカナまたは漢字を使用した名称を考えてください。
- 幕別、更別、忠類、幕、更、忠、別、類の文字（ひらがな及びカタカナを含む）を使わない名称を考えてください。
- ローマ字、記号、算用数字を含まない名称、既存の市町村名にない名称を考えてください。
- 読み書きが簡単、なじみやすく親しみやすい、新町を全国にアピールできる、新町が地理的にイメージできる名称などを考えてください。

必要事項

- 新町の名称（漢字の場合は、ふりがなを記入）
- 新町の名称の意味または理由
- 応募者の住所、氏名（ふりがな）、年齢（中学生は学年も記入）、性別、電話番号

募集期間／平成16年9月1日(水)～9月30日(木)まで

応募者の中から抽選で次の賞をお贈りします。

名付け親大賞 1名
10万円分商品券

採用された新町の名称の応募者の中から

名付け親賞 9名以内
1万円分商品券

名付け親大賞の抽選からもれた応募者の中から

優秀賞 20名以内
5千円分商品券

最終候補に残った名称（採用名称を除く）のそれぞれの応募者の中から

※ 詳しくは、別途配布しました募集ちらしをご覧ください。※

協議会・小委員会の開催予定

◎第9回十勝中央合併協議会

平成16年8月27日(金)

午後2時開会予定 更別村社会福祉センター

※協議会・小委員会・幹事会はどなたでも傍聴できます。

※日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。

電話 0155-55-3222

ホームページ

<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>

◇合併協議に関する住民説明会スケジュール◇

多くの皆様のご来場をお待ちしております。

月 日	場 所
8月20日(金)	
19:00~21:00	更別村社会福祉センター
8月21日(土)	
14:00~16:00	更別村社会福祉センター
8月22日(日)	
14:00~16:00	幕別町幕別パークプラザ
19:00~21:00	更別村上更別福祉館
8月23日(月)	
14:00~16:00	幕別町糠内コミュニティセンター
19:00~21:00	更別村社会福祉センター
8月24日(火)	
19:00~21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月25日(水)	
19:00~21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月26日(木)	
19:00~21:00	幕別町札内南コミュニティセンター
8月27日(金)	
19:00~21:00	幕別町札内福祉センター
8月28日(土)	
14:00~16:00	幕別町札内北コミュニティセンター
19:00~21:00	幕別北ふれあい交流館
8月29日(日)	
19:00~21:00	幕別町古舞近隣センター

合併協定項目一覧

(平成16年8月10日現在)

- ◎ 調整方針が決定した項目
- 協議中の項目
- △ 小委員会で検討中の項目

◎ 1	合併の方式
◎ 2	合併の期日
△ 3	新町の名称
◎ 4	新町の事務所の位置
◎ 5	財産及び債務の取扱い
△ 6	住民自治充実のための取扱い
△ 7	地域審議会の取扱い
△ 8	議会議員の定数及び任期の取扱い
◎ 9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
◎ 10	地方税の取扱い
◎ 11	一般職の職員の身分の取扱い
◎ 12	特別職の身分の取扱い
	13 一部事務組合等の取扱い
◎ 14	条例・規則等の取扱い
△ 15	事務組織及び機構の取扱い
○ 16	使用料・手数料等の取扱い
◎ 17	公共的団体等の取扱い
◎ 18	補助金・交付金等の取扱い
	19 町・字名の区域及び名称等の取扱い
◎ 20	慣行の取扱い
	21 消防組織の取扱い
	22 各種事務事業の取扱い
	-1 行政区・町内会の取扱い
◎ -2	防災関係事業の取扱い
◎ -3	広報・広聴事業の取扱い
◎ -4	電算システムの取扱い
◎ -5	交通関係事業の取扱い
◎ -6	国民健康保険事業の取扱い
◎ -7	保健・医療事業の取扱い
	-8 介護保険事業の取扱い
	-9 環境衛生事業の取扱い
◎ -10	児童福祉事業の取扱い
◎ -11	高齢者福祉事業の取扱い
◎ -12	障害者福祉事業の取扱い
	-13 その他福祉事業の取扱い
◎ -14	農林水産関係事業の取扱い
◎ -15	商工労働観光事業の取扱い
	-16 建設関係事業の取扱い
	-17 水道関係事業の取扱い
	-18 下水道関係事業の取扱い
◎ -19	学校教育関係事業の取扱い
◎ -20	社会教育関係事業の取扱い
◎ -21	国際交流・広域交流事業の取扱い
	-22 地域振興事業の取扱い
	-23 その他事業の取扱い
△ 23	新町建設計画